

大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の創設

令和2年2月7日
商工労働部

別添 2

新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業者に対する緊急融資を開始

融資対象者	府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者・個人事業者で、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少しているもの
資金の用途	運転資金、設備資金
融資限度額	2億円（うち無担保8,000万円）
融資期間	7年以内（据置1年以内）
金利	1.2%（固定）
保証料	保証協会所定 無担保年0.45%～1.9% 有担保年0.32%～1.62%

実施日：2月17日（月）※受付金融機関については調整中。14日（金）に公表。

※10日（月）から開設中の相談窓口（大阪産業局内のよろず支援拠点、商工会・商工会議所など）でも案内